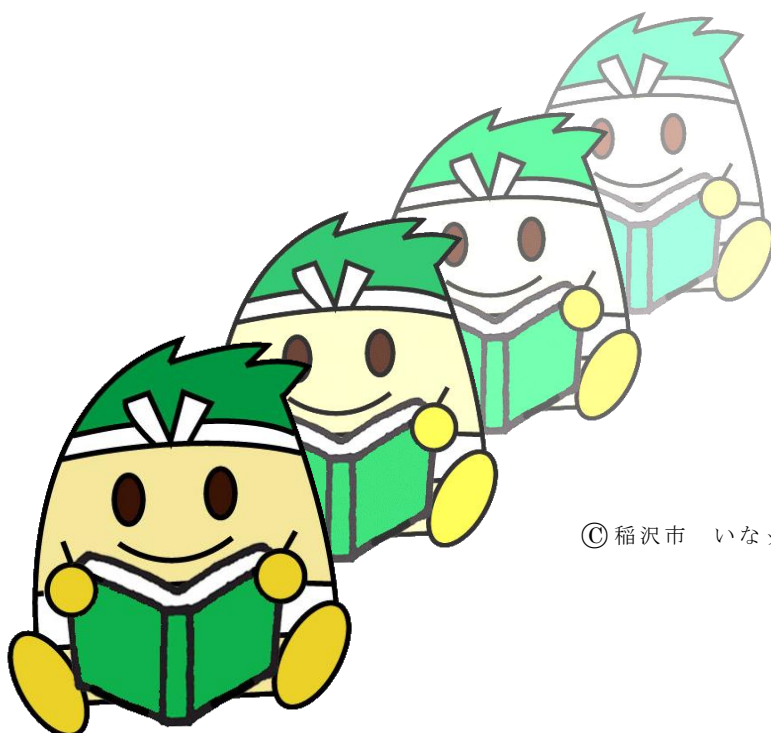


第4次稲沢市子ども読書活動推進計画

育てよう！

自ら読み 自ら考える

いなざわの子



© 稲沢市 いなっピー

稲 沢 市

第4次計画の策定にあたって



読書活動は、子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、実体験では身につけることができない他人の傷みなどを追体験できるものだと思います。その意味において自らの豊かな心や生きがいを育むことができるよう、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことのできる環境の整備を、社会全体で積極的に推進していくことが重要です。

本市では、子どもたちにとって重要な読書活動を推進することを目的として、平成22年3月に「稲沢市子ども読書活動推進計画」を策定し、以後、継続して子どもたちの読書活動の環境整備・充実に取り組んでいます。このたび、第3次計画の計画期間が終了することから、新たに令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第4次稲沢市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本市は、「子育て・教育は稲沢で！」をスローガンに掲げ、子育て・教育の環境づくりを推進するとともに、子育て世代や子どもたちへの支援の充実に努めています。この方針のもと、計画推進にあたっては、教育におけるICT化の推進など、新たな時代を担う子どもたちの育成を共通の目的とし、関係機関と連携を密に取り組んでまいります。

市民の皆様には、本計画の趣旨を御理解いただき、ボランティアの方々をはじめ、家庭・地域の協働により、計画のさらなる推進を図ることができるよう、お力添えをいただければ幸いです。

終わりに、本計画の策定にあたり多大なお力添えをいただきました稲沢市図書館協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、御協力いただきました関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

稲沢市長 加藤 錠 司 郎

目 次

第1章 第4次推進計画策定にあたって

1	子ども読書活動の意義	P 1
2	新計画策定の趣旨と経緯	P 1
3	第3次推進計画の主な取組みと成果	P 3
4	第3次推進計画目標値の達成状況	P 8
5	第4次推進計画策定時の現状	P 9

第2章 第4次推進計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	P 1 0
2	計画の基本目標	P 1 0
3	施策の柱	P 1 0
4	計画の対象	P 1 0
5	計画の期間	P 1 0

第3章 子ども読書活動推進のための施策の展開

1	家庭・地域・学校・図書館における読書活動の推進	P 1 1
(1)	家庭での読書活動	P 1 1
(2)	地域での読書活動	P 1 3
①	保育園・幼稚園などでの読書活動	P 1 3
②	児童館・児童センター・子育て支援センターでの読書活動	P 1 5
③	保健センターでの読書活動	P 1 7
(3)	学校での読書活動	P 1 8
(4)	図書館での読書活動	P 2 1
2	学校・図書館・各施設における読書環境の整備	P 2 3
(1)	学校図書館などの整備・充実	P 2 3
(2)	図書館の整備・充実	P 2 7
(3)	関係機関との連携	P 2 9

3	子どもの読書活動推進のための広報・啓発	P 3 1
(1)	各種情報の収集と提供	P 3 1
(2)	優れた取組みの奨励	P 3 3

第4章 施策の効果的な推進に向けて

1	推進体制の整備	P 3 4
2	推進計画の進捗管理	P 3 4
3	目標値の設定	P 3 5
4	第4次推進計画の体系図	P 3 6

資料編

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 稲沢市図書館協議会委員名簿（令和6年度）
事務局名簿

資料3 稲沢市子ども読書活動推進計画の進捗管理と第4次推進計画策定までの経過

※本計画における「子ども」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に従い、おおむね18歳以下の者としてします。「児童」については、それぞれの説明に関連する法によるものとし、学校関係では、学校教育法に従い、満6歳から12歳の学齢児童を指すものとし、児童福祉関係では、児童福祉法に従い、満18歳未満の者を示すものとしてします。

※「図書館」の示す対象は、一般名詞、法令・規則等で使用する場合を除き、原則、市立図書館を指すものとしてします。（特に、他と区別する必要がある場合は「市立図書館」と明記しています。）

第1章 第4次推進計画策定にあたって

1 子ども読書活動の意義

平成13（2001）年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）では、第2条において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と、その意義を示しています。併せて、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と子ども読書活動推進の基本理念を定めています。これは、子どもにとって読書^{※1}がいかに大切であるかを述べ、子ども読書活動の意義を示し、国及び地方公共団体に対して、子どもが有意義な読書活動を存分に行えるよう、子どもたちに本と出会う機会を提供し、読書の楽しさや喜びを伝えること、また、子どもが読書を楽しむことのできる環境を整え、自主的に読書に親しめるよう導くことに積極的に取り組み、子どもの読書活動を推進しなければならない、その責務を明らかにしています。

本市においても、子どもたちの成長に欠かすことのできない重要な基礎教育として読書活動を位置づけ、あらゆる機会をとらえて推進していく必要があります。

2 新計画策定の趣旨と経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務などが定められています^{※2}。そして、国は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画、『子どもの読書活動の推進

※1 本計画において、読書の対象となる図書には、新聞、雑誌、教科書、マンガ（娯楽系のもの）、攻略本などを除きます。

※2 このほかに、4月23日を「子ども読書の日」とすることも定められています。（第10条）

に関する基本的な計画』（以下「基本計画」という。）を平成14（2002）年8月に策定しました。その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成20（2008）年3月に第二次、平成25（2013）年5月に第三次、平成30（2018）年4月に第四次の基本計画を策定しました。第四次基本計画期間中には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。通称、読書バリアフリー法という。）の制定、第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』（以下「第6次学校図書館整備計画」という。）の策定が行われました。また、この期間は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会的影響（いわゆるコロナ禍）、GIGAスクール構想^{※3}による学校のICT^{※4}環境の整備があり、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しました。これらの状況に対して、国は、「子どもの読書活動にも影響を与えている可能性がある。」と分析しています。このように第四次基本計画期間の成果や課題・諸情勢の変化等の検証を経て、令和5（2023）年3月には、新たな第五次基本計画が定められました。

愛知県では、国の基本計画に基づき、平成16（2004）年3月に『愛知県子ども読書活動推進計画』、平成21（2009）年9月に『愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）』、平成26（2014）年3月に『愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）』と順次、計画を策定し、平成31（2019）年2月、『愛知県子供読書活動推進計画（第四次）～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～』を策定しました。この計画は、令和5年度末までの計画期間でしたが、計画期間に起こったコロナ禍により、計画の取組みが実施できなかったこと、また、令和7（2025）年に次期あいちの教育ビジョン（教育振興基本計画）に統合することとしたため、統合まで期間を延長し、その間の取組み内容を追加した改訂版が作成されました。

本市においては、先行する国・県の計画を受けて、平成22（2010）年3月『稲沢市子ども読書活動推進計画』（以下「第1次推進計画」とし、続く第2次以降の計画についても同様に略称とする。）を策定し、子どもたちが主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるような環境づくりや、そのために必要な支援の内容を具体的に提示しました。次に、第1次推進計画の成果・課題を踏まえ、続く5年間の第2次推進計画を策定しました。第2次推進計画では、『第5次稲沢市総合計画』や『稲沢市教育

※3 児童・生徒1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクルの徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現する構想です。（文部科学省リーフレットより）

※4 ICT（情報通信技術）は、Information and Communication Technology の略称です。

目標』と整合性を図り、新たに学校配本サービス事業を実施するなど、子どもの読書活動の継続的進展を進めました。続く、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とした第3次推進計画では、『稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）』（以下「ステージアッププラン」という。）^{※5}の個別計画と位置付け、第1次及び第2次推進計画の成果の継続と、課題の解決を目指し、目標値の達成を目指しました。この第3次推進計画期間の終了を受け、国・県の最新の計画等を参考に、第3次推進計画の課題解決を目標に据え、新たな5年間（令和7年度～令和11（2029）年度）を計画期間とする第4次推進計画を策定するものです。

3 第3次推進計画の主な取組みと成果

○ 計画期間の社会的状況

第3次推進計画の初年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、度重なる図書館の臨時休館と、入館制限や利用制限が行われ、子どもたちが自由に図書館を利用して読書に親しむ日常が失われました。続く、令和3（2021）年度も図書館の臨時休館、感染防止対策の影響と利用時間の制限などが続き、図書館の利用数は激減しました。その後、徐々に制限緩和となりましたが、図書館で行われていた読み聞かせなどの定例のおはなし会や、子ども読書に関わる行事は、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行するまで、なかなか再開することができませんでした。

感染症の拡大による利用制限は学校図書館も同様で、安全対策のため、長期にわたる利用停止や、利用時間、利用者の制限など、自由に利用できる学校図書館に戻るまでかなりの時間を費やしました。

他にも、子どもたちを取り巻く環境は、文部科学省によるGIGAスクール構想の実現に向けての取組みにより、本市の全小・中学校にも令和2年度末、児童・生徒1人1台のタブレット端末が配備されました。これにより、教育のICT化は一気に加速することになり、各教科での学習もデジタル教材の有効活用による、新たな時代へと発展していきました。

また、各地の公立図書館では、コロナ禍を背景に、非来館型の図書館サービスの有

^{※5} 市の行政運営全般について、基本的な方針を示す最上位計画です。計画期間は、平成30年度から令和9（2027）年度までの10年間です。

効性が認められ、電子図書館の導入が急速に加速しました。本市においても、令和4年（2022）7月に「いなざわ電子図書館」を開設し、絵本や児童書、育児書なども電子書籍で利用者に提供できるようになりました。

○ 取組みの現状と成果の把握

第3次推進計画の進行管理は、コロナ禍により、調査の実施を1年先送りする必要が生じ、2年次から具体的な取組み状況の調査を行うなど、計画の進行管理を開始することとなりました。以降、令和5年度までの3年間、毎年具体的な取組みの調査を実施し、コロナ禍による影響や各取組みの現状と課題の把握を行いました。

計画の進行管理において、児童・生徒の読書実態を把握する目的で実施する「子どもの読書活動に関するアンケート調査」（以下「アンケート」という。）は、計画の成果を把握するために必要不可欠な調査です。第3次推進計画期間には、令和3年と令和5年の2回、9月から10月を調査期間として実施しました。アンケートは、市内にある小学校6校（2年生・5年生）、中学校5校（2年生）、公立高等学校3校（2年生）を抽出し、対象学年の児童・生徒全員を対象としました。また、市内保育園5園、市内幼稚園1園、認定こども園1園を抽出し、その全園児の保護者及び抽出小学校6校の対象児童の保護者を調査対象としました。そのほか、調査期間中に4か月健康診査に参加した乳児の保護者にも、ブックスタート^{※6}に関する設問により調査を実施しました。

○ 家庭での読書活動の取組みと成果

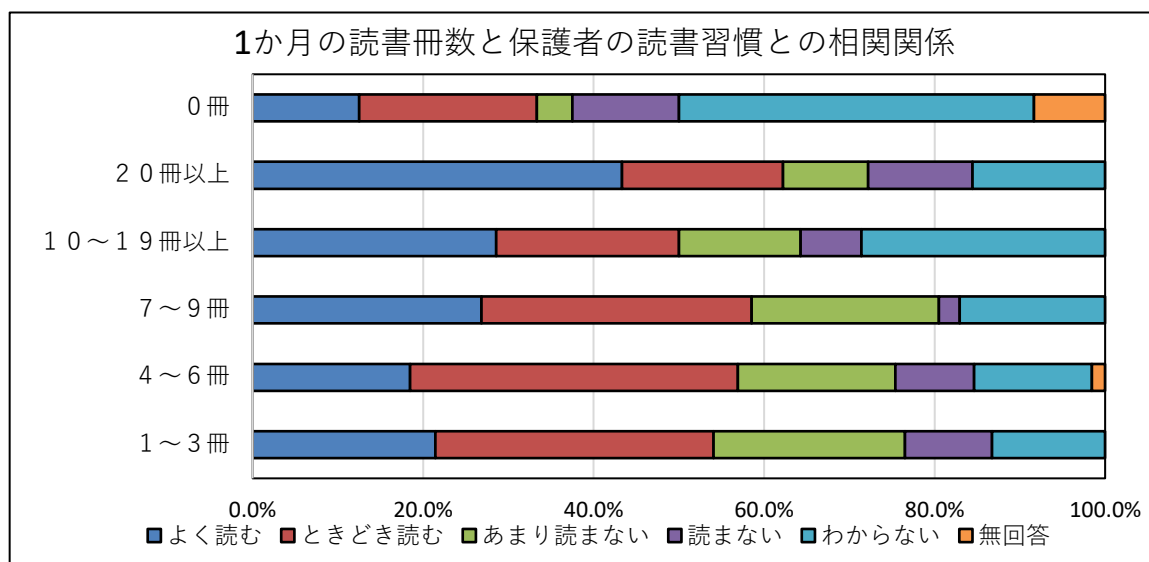
第2次推進計画完了時、家庭での園児に対する「読み聞かせ」^{※7}の実施率は82.4%でした。第3次推進計画のアンケートでは、令和3年には90.9%に達し、令和5年は若干減少し85.5%となりましたが、目標値85%は達成しました。この結果からも、幼児に対する「読み聞かせ」は、家庭での読書活動として十分に浸透したと判断されます。今後もこの状況が維持されることが大切です。これに対して、就学後も「読み聞かせ」を続ける保護者は15%程度の結果となっており、第2次推進計画に続き、就学を機に「読み聞かせ」が行われなくなる傾向が再確認されました。

^{※6} すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、その具体的なきっかけとなる絵本が入ったブックスタートバックを手渡す活動です。本市では、平成19（2007）年8月から実施しています。

^{※7} 子どもの想像力や創造力を喚起させるため、絵本や紙芝居などを読んで聞かせることです。

子どもが読書習慣を身に付けるには、子どもにとって最も身近な保護者の役割は大きく、家庭における読書活動は、読書を身近に感じ、家族の交流を豊かにする手段として重要です。アンケート結果でも、小学生から高校生までのすべてで、半数以上が本を読むことが多いのは「家」と回答しています。また、1か月の読書冊数が20冊以上と答えた児童の家庭は、家族も本をよく読んでいる結果が出ています。家族がともに読書をし、感想を語り合う時間は、家族のコミュニケーションを深め、読書習慣を養う大切な時間であることを「家読」の啓発とともに、実践に結びつけるための働きかけや支援をしていくことが重要と考えます。

※小学校児童のアンケート結果から



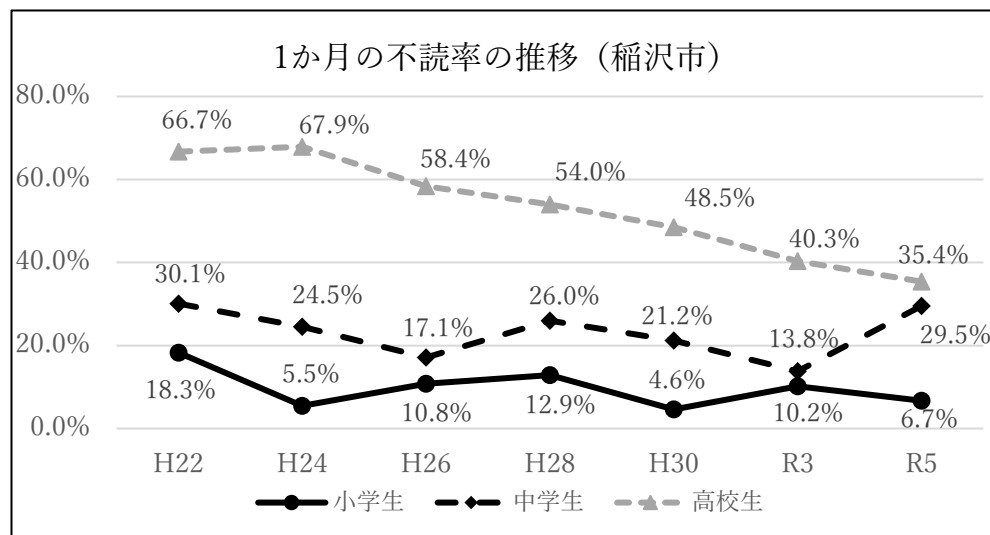
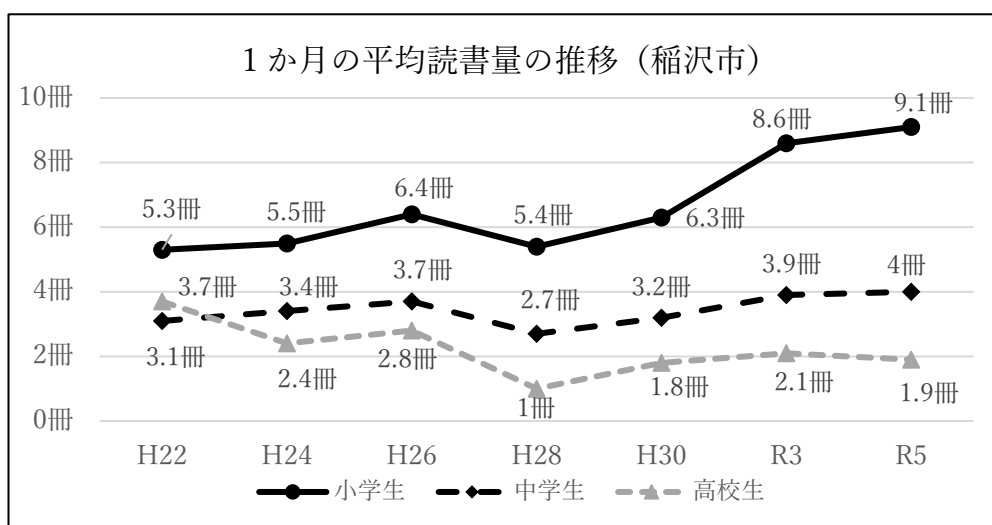
(第3次推進計画「第2回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート結果報告書」より)

○ 児童・生徒への読書活動の取組みと成果

第3次推進計画は感染症拡大による学校の休校や行事の中止などとともに、多くの学校で学校図書館の閉館や入館制限が行われるなど、学校における読書活動ができない期間が長期にわたりました。各学校における読書活動の取組みもやむなく中止にせざるを得なかったことが、具体的な取組み状況の調査結果にも表れています。個人の読書活動では、不要不急な外出制限などにより、家で過ごす時間が増え読書に費やす時間が与えられた側面はありますが、学校図書館や市立図書館の休館等で、十分に読書欲求が満たされない状況も見られました。このような環境による影響をアンケート結果で見ますと、令和3年の平均読書量は、小学生が8.6冊、中学生が3.9冊と増えており、コロナ禍の影響により、読書活動が盛んになった可能性が指摘されています。

不読率は、中学生が13.8%に減少しましたが、小学生は10.2%と若干増加しました。続く、令和5年では、平均読書量は小学生、中学生ともに若干冊数を伸ばす結果となりました。これに対して、不読率では、小学生は6.7%に改善し、策定時に近づく結果となりましたが、中学生では、29.5%と計画開始当初の水準まで後退しました。

不読率に関しては、国、県の実績も目標値未達成になっていますが、本市の結果は、調査時期、対象学年^{※8}が異なる点はあるものの、中学生では国・県の実績より低い結果であり、小・中とも目標値未達成、且つ、策定時の数値から後退する結果で第3次推進計画期間が終了しました。



（以上、「稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート」データによる）

※8 国のデータは、「学校読書調査」が基となっており、調査期間は令和4年6月第1・2週で、対象は小学生（4～6年）中学生、高校生は全学年からの抽出によるもので、小学生6.4%、中学生18.6%です。愛知県は、令和4年11月実施の調査結果で、小学生10.0%、中学生16.7%となっています。

なお、アンケートで調査した高校生は、市内にある公立高校の生徒で、稲沢市民以外も含まれます。

○ まとめ

第3次推進計画で、目標値を定めました19項目中、目標値に達したものの5項目、目標値は達成できなかったが改善したもの8項目、目標値を達成できなかったものの6項目、うち策定時から後退したもの5項目という結果となりました。目標値に達した項目には、家庭での「読み聞かせ」の実施率（保育園・幼稚園児）、小・中学校での読書活動の実施率、図書館の子ども1人当たりの蔵書数、小・中学校の配本サービスの実施校数です。特に「読み聞かせ」の実施率では、第2次推進計画より高い設定の目標値を達成しており、就学前の家庭での「読み聞かせ」は十分に理解を得られ、行われる環境が定着したと評価できます。この状況を今後も維持していくことが大切です。未達成の項目では、計画期間の社会的状況でも示したとおり、コロナ禍による影響や、GIGAスクール構想の実現による、社会や教育の急速なデジタル化が、子どもの読書活動に少なからず影響を与えた可能性を示唆する結果となっています。特に中学生の令和5年の1か月間の不読率の上昇は、今後の計画を推進していく上で、その動向に注意を払う必要があります。また、改善と評価されている小・中学校における全校一斉読書については、第2次推進計画時の目標であった規定回数及び日数の達成が困難であるとの学校の状況を鑑み、回数等の規定を無くし目標値を設定しましたが、達成には至りませんでした。学校での読書活動の継続が難しい状況が考えられます。しかしながら、学校での読書活動は、児童・生徒の読書活動に少なからず影響を与えることから、今後も子どもの読書活動の充実に重要な役割を果たすと思われます。

第3次推進計画期間の総括として、様々な社会要因の影響により、小・中学校ともに不読率が上昇し、特に中学校では、第1次推進計画の状況（30.1%）に迫るまで後退しました。また、計画期間中に具体的な取組みが中止や廃止となり、そのまま再開や復活ができない状況も見られます。今後の改善もしくは、現状に即した新たな取組みが望まれます。

第4次推進計画では、これらの課題解決に向けて、第3次推進計画の具体的な取組みを発展させ、不読率の軽減、平均読書量の増加を目指します。

4 第3次推進計画目標値の達成状況

区 分	指 標	策定時	実 績		目標値	達成 状況
			R3年度	R5年度		
家 庭	家庭での「読み聞かせ」の実施率 (保育園・幼稚園児)	82.4 %	90.9 %	85.5 %	85 %	達成
	保護者の「家読」 ^{うちどく} 認知度	(新規)	30.9 %	27.9 %	80%	未達成
保育園	図書館の団体貸出利用保育園・幼稚園の%割合	44.4 %	10.8 %	18.8 %	70%	未達成
小学校	1 か月間の不読率	4.7 %	10.2 %	6.7 %	3 %	未達成
	1 か月間の平均読書量	6.3冊	8.6冊	9.1冊	10 冊	改善
	全校一斉読書（定期的に実施される）実施率	69.5 %	91.3 %	95.7 %	100 %	改善
	「図書館まつり」「読書週間」などの読書活動 実施率 ※	69.5 %	100 %	100 %	100 %	達成
	図書整備率 ※※	145.0 %	141.6 %	131.1 %	130 %	改善
中学校	1 か月間の不読率	21.3 %	13.8 %	29.5 %	9 %	未達成
	1 か月間の平均読書量	3.2冊	3.9冊	4.0冊	5 冊	改善
	全校一斉読書（定期的に実施される）実施率	66.7 %	77.8%	77.8 %	100 %	改善
	「図書館まつり」「読書週間」などの読書活動 実施率 ※	66.7 %	88.9 %	100 %	100 %	達成
	図書整備率 ※※	148.1 %	150.4 %	139.3 %	130 %	改善
図書館	子ども 1 人当たりの図書貸出冊数	19.1冊	15.2 冊	19.7冊	21 冊	改善
	小学生の図書館利用率（月 1 回以上）	41.7 %	38.1 %	46.2 %	65 %	改善
	中学生の図書館利用率（月 1 回以上）	17.4 %	13.2 %	14.1 %	30 %	未達成
	16 歳から 18 歳までの図書館利用率	5.7%	2.5 %	4.6%	13%	未達成
	子ども 1 人当たりの児童図書蔵書冊数	6.9冊	7.6冊	8.4冊	8冊	達成
	配本サービス実施校	31校	32校	32校	32校	達成

備考 達成：目標値に達したもの 改善：目標値に達していないものの改善があったもの

未達成：目標値に達成せず、かつ策定時から下回ったもの

※ 策定時の数値は、全校一斉読書と同一（第2次推進計画で同一指標だったため）

※※ 目標値は、資料更新を実施した後の結果として設定した数値

5 第4次推進計画策定時の現状

ステージアッププランの後期5年間の計画を策定した『稲沢ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）アクション2027（推進計画：後期）』では、現在の本市を取り巻く環境について、前期期間中に起こった新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻、急速に進む円安等の影響による物価高騰による経済的ダメージと、進行する人口減少・少子高齢化の影響を述べています。また、『稲沢市DX推進計画』^{※9}や、『第2期稲沢市学校教育ICT推進計画』^{※10}による、学校を含む社会全体のデジタル化の加速度的な進展など、様々な要因は、子どもたちを取り巻く環境をも大きく変え続けています。スマートフォンやタブレットなどのメディアの普及、SNS^{※11}等、情報通信手段の多様化は、子どもたちの学習活動や余暇の過ごし方に大きな変化をもたらすとともに、子どもの読書環境にも影響を及ぼしていると考えられます。

このような全国的な社会の変化を受け、国の第五次基本計画の基本的方針では、次のように、子ども読書活動の重要性について述べています。

「子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠である。」

社会の変化に柔軟に対応していく中で、子ども読書活動が時代を問わず大切な取り組みであることを認識し、読書活動の大切さを伝え、あらゆる方面から子どもの読書環境を整備していくことで、未来を担う子どもたちが充実した読書活動を行えるよう、時代に即した新たな計画のもと、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

※9 令和2年度から令和9年度までを計画期間とする『稲沢市ICT化推進計画』の内容に、ICTの進展や社会情勢の変化を取り込み、令和6年3月、新たにDX推進計画として改めたものです。

※10 令和6年度から令和10年度を計画期間とし、市の教育基本方針のもと学校教育におけるICTを推進するために策定された計画です。

※11 Social Network Service：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。（『大辞泉』より）

第2章 第4次推進計画の基本的な考え方

第4次推進計画の目的・基本目標・施策の柱については、これまでの推進計画の内容を継承します。これに基づく施策の展開については、概ね第3次推進計画の取組みを継承しつつも、時間の経過により修正が必要な箇所については、見直しを図り、より現状に即した内容に改めました。また、目標値の設定を、主要指標に限定することで、明確な達成目標と進むべき方向性を明らかにしました。

1 計画策定の目的

本計画は、稲沢市子どもたちが、本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と考える力を育み、子どもたちが読みたいときに読みたい場所で、自主的に読書活動ができる諸条件を整備していくことを目的とします。

2 計画の基本目標

この目的を達成するため、基本目標を以下のとおりとします。

- (1) 子どもたちに読書の楽しさと大切さを伝えます。
- (2) 子どもたちに自由な読書ができる環境を整えます。
- (3) 子どもたちの読書を市民全体で支えます。

3 施策の柱

基本目標にともない、施策の柱を設けます。

- (1) 家庭・地域・学校・図書館における読書活動の推進
- (2) 学校・図書館・各施設における読書環境の整備
- (3) 子どもの読書活動推進のための広報・啓発

4 計画の対象

乳幼児から中学生までを中心に、おおむね18歳以下の者とします。

5 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第3章 子ども読書活動推進のための施策の展開

1 家庭・地域・学校・図書館における読書活動の推進

(1) 家庭での読書活動

【現状と課題】

ア 家庭での「読み聞かせ」

子どもは「読みたい」という気持ちから読書を始めます。子どもが本に親しみ、自ら進んで読書をする習慣を身につけるには、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があります。特に乳幼児期には、家庭が積極的に役割を果たしていくことが大切です。

家庭での「読み聞かせ」実施率は、園児の保護者では、第3次推進計画で設定した目標値85%を超え、「読み聞かせ」の役割が理解され、各家庭で実施されるという、一定の成果を挙げることができました。この状況が維持されるよう、引き続き、家庭での「読み聞かせ」が実施されることが期待されます。

イ 読書活動における家庭の役割

家庭での「読み聞かせ」の実施率は、子どもの小学校入学以降、一気に下がる傾向が見られます。読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、生活の中で行われる家庭での読書が継続して行われることがとても重要です。そのためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に、積極的な役割を果たしていくことが求められます。

具体的には、家庭での「読み聞かせ」や、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、読書に親しむきっかけを保護者が与えることにより、子どもは読書を身近に感じることができるようになります。また、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読み、本を媒介に家族の絆を深める「家読」^{※12}や、家族で読書を楽しみ、感じたことや考えたことを話し合うなどの家庭における読書活動は、子どもに読書の楽しさを与え、読書習慣を身につけるのに役立つものと考えられます。

※12 「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動です。（家読推進プロジェクト公式HP）

ウ 発達段階に即した「読書」

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

乳幼児からの切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。個々の発達や状況等に応じて、柔軟に読書を楽しむ環境を与える必要があります。そのためには、関係機関と連携して、家庭でも発達段階に応じた対応が求められます。

具体的には、年齢が低い子どもには、「読み聞かせ」などから本への興味を持たせ、読書をしようという意欲を引き出すよう本に親しむ機会を提供し、年齢が高い子どもには、読書に対する意欲を持続させるよう、関係機関と連携し、共感したり感動したりできる良書をすすめていくなど、発達段階に応じた取組みが重要となります。また、保護者が読書を楽しむ姿を示し、子どもが本に親しみやすいような環境をつくることも大切です。

【施策の方向】

ア 保護者の読書意識向上

子どもが読書習慣を身に付けるには、家庭に本があり、家族で読書を楽しむなど、子どもが読書を身近に感じることのできる家庭の読書環境が大切です。そのためには、保護者の積極的な協力が必要です。保護者が、読書の楽しさや大切さを理解し、家庭で自ら率先して読書を行う姿を示したり、子どもの年齢にあった本を選び、発達段階に応じた読書活動を行ったりできるよう、図書館をはじめ各施設を通じて、様々な方法により、情報提供や働きかけをします。

さらに各種講座などでは、保護者に向けて本の魅力などを紹介し、読書に対する意識の高揚を図ります。

イ 親子読書や「家読^{うちどく}」の奨励

家庭で読書をする環境を作り、親子で読書を楽しむ時間を設けることを奨励します。年齢が低い子どもには、添い寝や親の膝で「読み聞かせ」を行い、親子で読書の時間を共有し、年齢が高くなるに従って、子ども自身が選んだ本と一緒に読んだり、家族がそれぞれに好きな本を読んだりして家族で感想を話し合う「家読」など、子どもの発達に応じた家庭での読書活動を奨励します。

ウ 絵本の魅力を紹介

各種講座やセミナーでは、保護者や親子を対象に「読み聞かせ」や「家読」などの

家庭での読書活動の大切さを伝えるとともに、適した絵本・児童書などを紹介します。また、「親子ふれあい広場^{※13}」や「すくすく広場での親子遊び^{※14}」では、絵本の「読み聞かせ」を行い、絵本の魅力を伝えます。

【具体的な取組み】

◎継続事業^{※15}

- 「子育てセミナー^{※16}」などで絵本の魅力を保護者に紹介
- 「親子ふれあい広場」「すくすく広場での親子遊び」で絵本の「読み聞かせ」の実施
- 「家読^{うちどく}」の啓発

【目標値】

- 家庭での「読み聞かせ」実施率

	令和5年度実績	令和11年度目標
乳幼児	85.5%	85.5%以上

(2) 地域での読書活動

① 保育園・幼稚園などでの読書活動

【現状と課題】

ア 保育の中の「読み聞かせ」

令和6年度現在、市内には乳幼児を預かる認可施設として、保育園・幼稚園・認定こども園^{※17}・小規模保育事業所^{※18}が34園あります^{※19}。各園では乳幼児たちが絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わえるよう、いろいろ

※13 育児に関する学びや親子あそびを通じて、保護者同士の交流を行う事業です。

※14 保健センター主催のすくすく広場（身体測定の日）に来場された親子に対し、子育てネットワーカーが手遊びや歌、体遊び、絵本の読み聞かせ等を行うことです。

※15 継続事業のうち、現状に即し一部内容を変更した場合も、引き続き継続事業とします。

※16 乳幼児期の子どもを持つ保護者や妊婦を対象とした子育てに関する講座です。

※17 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

※18 小規模保育とは、0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育を指します。

※19 令和7年度は33園（国分保育園が休園）となります。

ろな機会・方法で「読み聞かせ」を保育の中に取り入れています。「読み聞かせ」では、乳幼児たちの年齢や発達段階にあった絵本を選び、興味・関心を高める必要があります。

イ 家庭と園での「読み聞かせ」

第2次推進計画以降、乳幼児期の家庭での「読み聞かせ」は高い実施率を維持しており、「読み聞かせ」の意義や必要性について、保護者の一定の理解は得られていると考えられます。その一方で、就労やその他の理由により、保護者による「読み聞かせ」が十分に行えない家庭も増えています。そのような社会環境の中、各園では保育の中で「読み聞かせ」の時間を充実させ、園児が絵本にふれる時間を確保するよう努めています。保護者には、「読み聞かせ」を通して、愛着関係^{※20}や豊かな感性、言葉等の子どもの発達が助長されることについても伝え、家庭で、わずかな時間でも継続的に行うよう、引き続き、園からも働きかけていく必要があります。

【施策の方向】

ア 園での「読み聞かせ」の実施

子どもは、多くの時間を過ごす保育園・幼稚園などで、様々な遊びや絵本との出会いを通して成長していきます。保育に絵本を取り入れ、絵本を親しむ活動を通して、絵本の言葉の楽しさ、内容のおもしろさ、絵の美しさにふれることは、子どもの感性を豊かに育み、その後の読書習慣の基礎となります。今後も、各園で絵本の「読み聞かせ」を通して「本に親しむ」ことを体感させるよう努めます。

イ 「読み聞かせ」の奨励・支援

家庭で保護者に絵本を読んでもらうことで、子どもは心や体が癒され、親子の絆が深まり、読書の楽しさや喜びを実感します。保護者には、園での読み聞かせの様子や、絵本に集中する園児の姿を知らせるなど、子どもにとっての「読み聞かせ」の重要性を認識するよう促し、ともに絵本を楽しむ時間を持つよう園からも働きかけます。

また、求めに応じて、各園で絵本や保護者用の育児書を貸し出すなど、家庭での読書活動を支援します。

※20 母親が赤ちゃんに微笑みかけながら授乳したり、優しく語りかけながら抱っこしたりする、温かい日々のかかわりの積み重ねによりつくられる、親子間の温かい絆のことです。

ウ 図書館の団体貸出や大型絵本の活用

各園は図書館の団体貸出^{※21}や大型絵本^{※22}を活用し、年齢や発達段階に合った絵本や保護者用の育児書を充実させ、保護者の知識を高める手助けや、大型絵本を使った読み聞かせにより、子どもたちの興味・関心を高める工夫をします。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 園児への「読み聞かせ」の実施
- 保護者への「読み聞かせ」の支援（情報提供・図書の貸出し）
- 図書館の団体貸出の活用

【目標値】

- 図書館の団体貸出を利用する保育園・幼稚園などの割合

令和5年度実績	令和11年度目標
18.8%	18.8%以上

② 児童館・児童センター・子育て支援センターでの読書活動

【現状と課題】

ア 「読み聞かせ」や読書環境の充実

児童館・児童センター・子育て支援センターでは、乳幼児と保護者及び児童が、絵本の楽しさ、おもしろさを味わい、絵本に興味・関心を持つことをねらいとして、児童厚生員^{※23}・保育士・ボランティアによる「読み聞かせ」を実施しています。

また、子どもが絵本や児童書にふれる機会を増やすため、継続的に読書環境の充実を図っていく必要があります。

イ 保護者に対する啓発

児童館・児童センター・子育て支援センターでは、全ての施設で、絵本の貸出しを行っています。また「児童館だより」や「子育て支援センターだより」を発行し、

※21 団体登録した利用団体に図書館資料の貸出しを行う制度で、本市では、図書館により最大30冊から100冊までを1か月借りることができます。

※22 一度に大勢の子どもを対象に「読み聞かせ」をするため、作者の許可を得て拡大制作された絵本です。

※23 児童館・児童センターなどの児童厚生施設において、児童の遊びを指導する職員です。

保護者や児童に児童館・児童センター・子育て支援センターなどで行われている「読み聞かせ会」のPRをしています。「児童館だより」は小学校へも配布しています。これらの機関紙や日々の活動を通して、「読み聞かせ」の実施や児童書等の貸出しにより読書の楽しさを伝えるとともに、1人でも多くの保護者に子ども読書活動の意義や重要性を認識していただくよう、図書館が発行した資料の配布や情報提供など、継続的な啓発も求められます。

【施策の方向】

ア 「読み聞かせ会」の開催

子どもの年齢や発達に応じて絵本、紙芝居、大型絵本を利用した「読み聞かせ」を積極的に実施します。また、図書館や読み聞かせボランティア団体との連携を図り、子どもたちが絵本にふれる機会を増やします。「児童館だより」などを利用し、図書館などで行われている「読み聞かせ会」のPRをします。

イ 年齢や発達に応じた読書活動の推進

図書館のリサイクル本^{※24}や図書館の団体貸出などを活用し、絵本をはじめ幅広い年齢にあった図書の充実を図ります。来館した児童に図書を提供し、読書活動の推進に努めます。また、図書館・公民館図書室^{※25}との連携を図ります。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 児童への「読み聞かせ会」の実施
- 「親子遊び・ふれあいタイム・おはなしタイム^{※26}」で絵本の「読み聞かせ」の実施
- 保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発
- 絵本の貸出しをはじめ、年齢や発達段階に応じた読書の推進

※24 図書館資料として不用になり除籍した本のうち、個人や他の施設で再利用する本のことです。

※25 市内の各地区の公民館に設けられている図書室、市立図書館の予約資料の受け取りや貸出・返却もできます。

※26 児童館・児童センターでは親子遊び（こあら広場・ひよこ広場・うさぎ広場）とふれあいタイムを、子育て支援センターではふれあいタイムとおはなしタイムを実施しています。

③ 保健センターでの読書活動

【現状と課題】

ア 乳幼児期からの本に接する動機付け

保健センターでは、絵本などを待合所に配置し、来所した親子が自然に本と親しめるようにしています。4か月児健診^{※27}のときにはブックスタートとして絵本を渡し、併せて、図書館で行われる「読み聞かせ会」の案内をしています。このほか、日頃から絵本を通して親子でふれあうことの大切さを紹介し、親子で本を楽しむ機会を持つように促しています。

これらの取組みに加え、保健事業の場など、親子と接する機会において、家庭での生活の中に乳幼児期から本に接することを習慣化できるよう、情報提供や啓発などの支援が求められます。

【施策の方向】

ア 「お話し会」・「読み聞かせ会」のPR

保健事業を通じて出会う親子に対し、図書館や児童館・児童センター・子育て支援センターなどの「読み聞かせ」活動をPRし、親子の読書活動に役立てるように周知します。

イ 親子読書の大切さの啓発と機会の提供

ブックスタート事業で使用するスタートブックなどを活用し、待合所に配置し手に取りやすくすることで、親子が絵本によって、ともに楽しむ時間の大切さを感じられるよう、子どもと一緒に絵本に親しむ機会を提供します。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 図書館や児童館・児童センター・子育て支援センターなどの「読み聞かせ」活動のPRの実施
- ブックスタート事業における図書館との連携

^{※27} 生後3か月から5か月の乳児を対象に実施する健康診査です。

(3) 学校での読書活動

【現状と課題】

ア 継続的な読書活動の推進

子どもが多くの時間を過ごす学校は、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。学習指導要領^{※28}では、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館の計画的利用など、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動の充実を規定しています。各学校では、国語科を中心に各教科の学習活動を通じて多様な読書活動が行われており、また、学校図書館の活用などを通して、本に親しみ読書を通してものの見方や考え方を広げようとする子どもの育成に取り組んでいます。今後も子どもの言語能力を向上させる重要な活動として、学校における読書活動の充実が求められます。

市内の小・中学校では、「朝の読書^{※29}」や、全校一斉の読書活動の実施などにより、子どもたちが本に親しみ、読書習慣を形成していくことに努めています。しかしながら、授業時間数の増加に伴うモジュール学習^{※30}の導入や学習補充、諸活動により読書活動などの時間の確保が難しい学校もあります。また、令和2年度から4年度にかけてのコロナ禍の影響は、学校での読書活動が停滞せざるを得ない事態をもたらしました。子どもの読書活動において、学校における読書がいかに重要かは、第3次推進計画期間に実施したアンケートにおいて、小・中ともに3割強の児童・生徒が学校（教室・学校図書館）での読書が多いと回答している結果^{※31}が証明していることから、子どもの読書活動にも少なからず影響があったものと考えられます。

これまで、一定の成果を挙げてきた読書活動の取り組みを、市内のすべての小・中学校が今後も継続していけるよう、読書活動の実施について、なお一層の努力が求められます。

また、学校に限らず、家庭で子どもの読書習慣が身につくよう、家族みんなが読書

※28 「学習指導要領」とは、全国どこの学校でも一定水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に一度改定しており、現在は、平成29年3月31日に告示され、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施されている要領を使用しています。

※29 学校で、朝の授業が始まる前の10分程度、児童・生徒と教師がそれぞれ自分の読みたい本を読む活動のことです。

※30 1単位授業時間を分割する短時間学習のことです。小学校の1単位授業時間を45分とすると、15分3回で1単位の授業時間となります。小学校高学年以上で導入している学校があります。

※31 第3次稲沢市子ども読書活動推進計画「稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート」第1回（R3）、第2回（R5）における「どこで本を読むことが多いか」の設問で教室、学校の図書館と回答した児童、生徒の割合です。

を楽しむ「家読^{うちどく}」の取組みについて、保護者に啓発し、理解を求めていくことも重要です。そのためには、学校関係者とボランティア団体などが連携し、保護者に向けての情報提供や、保護者の興味・関心を高めるための魅力的な読書活動に取り組むなど、機会あるごとに、学校を中心とした社会全体で、読書の楽しさや家族のコミュニケーションにつながる家庭での読書活動の大切さを伝えていく必要があります。

【施策の方向】

ア 読書の楽しさを伝えます

いろいろな教育の機会や場面を通して、学校関係者やボランティアが良書・適書をすすめるほか、子どもの興味・関心に応じた「読み聞かせ」や読書会、「ブックトーク^{※32}」をはじめ、「アニメーション^{※33}」「ブックウォーク^{※34}」「読書郵便^{※35}」などの読書活動や、「ビブリオバトル^{※36}」などの読書イベントを実施し、子どもたちに読書の楽しさや本の面白さを伝えます。

イ 学校関係者の意識の高揚と魅力あふれる読書指導

学校図書館の活用方策や読書活動に関する情報交換・研究協議などを行い、個々の教職員に読書活動の重要性を認識していただくとともに、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実を図るなど、司書教諭^{※37}や学校図書館司書補^{※38}をはじめ、教員や学校関係者の意識の高揚に努め、魅力あふれる多様な読書指導を推進します。

また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などを通して、調べ学習や多様な学習活動を展開する中で、子どもが、読書を通して考えを広めたり、必要な情報を得るための効果的な読み方を工夫したり、資料を活用したりする能力の育成に努めます。

※32 特定のテーマに沿った複数の本を、興味を引き出す工夫をしながら、内容を紹介する活動です。

※33 読書へのアニメーションは、スペインのモンセラ・サルト氏が開発した読書活動の手法です。子どもたちに読書の楽しさを伝え、本来持っている物語や言葉への興味関心を引き出し、読書能力を開発することを目的としています。

※34 本を読む期間や読む内容を決めて、自分のペースでゆっくり読書を楽しむことです。

※35 本を紹介する手紙やはがきを友人などと交換し、読書の楽しさを共有し、意欲を高める活動です。

※36 各自が面白いと思う本を持ち寄り、その本の面白さを5分で紹介し、質疑応答の後、一番読みたくなった本を多数決で決める書評合戦のことです。

※37 「学校図書館法」に規定された学校図書館の専門的業務にあたる職員で、教諭であることが前提とされています。

※38 学校図書館図書の整理など、司書の補助的業務を行う職員です。

ウ 読書習慣の確立

子どもが自主的に本に親しめるように、発達段階に応じたブックリストの提供や、児童・生徒の読書ニーズを把握し、学校図書館や学級文庫、あるいは図書館の配本セット※³⁹などを効果的に活用させ、児童・生徒の読書習慣の確立に努めます。また、定期的に読書関連行事を開催することで、児童・生徒の読書への興味を高める取り組みを推進します。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 「朝の読書」「読書タイム」など全校一斉読書の推進
- 「読み聞かせ」や「ブックトーク」をはじめとする多彩な読書活動の実施
- 発達段階に応じた読書案内や新刊図書・推薦図書の紹介
- 読書活動におけるボランティアとの協働
- 保護者に対する「読み聞かせ」「家読^{うちどく}」の啓発

【目標値】

- 1 か月間の不読率

	令和5年度実績	令和11年度目標
小学校	6.7%	5%
中学校	29.5%	20%

- 1 か月間の平均読書量

	令和5年度実績	令和11年度目標
小学校	9.1冊	10冊
中学校	4.0冊	5冊

- 全校一斉読書（定期的に実施されるもの）実施率

	令和5年度実績	令和11年度目標
小学校	95.7%	100%
中学校	77.8%	100%

※³⁹ 配本サービス事業で、各学校に貸し出すために特定のテーマの図書を集めた図書ボックスです。

（４）図書館での読書活動

【現状と課題】

ア 年齢や発達段階に適した子ども向け事業の実施

図書館では、「おはなし会」をはじめ「一日司書体験^{※40}」や映画会、「ぬいぐるみのおとまり会^{※41}」などの子ども向け事業を実施し、各年齢層に合わせ様々な読書啓発事業を実施しています。

しかし、事業の多くが乳幼児や児童対象であり、中学生以上（いわゆるYA^{※42}世代）を対象とした事業がほとんどありません。現在行っている、図書館に興味を持つ児童・生徒が参加する「職場体験学習^{※43}」や「一日司書体験」とともに、図書館に興味のない児童・生徒が図書館に足を向けたくなるような事業やイベントを計画し実施することにより、図書館に興味を持たせるよう努める必要があります。そのために、企画段階から児童・生徒に参加させる機会を設け、事業を協力して立ち上げたり、参加型イベントを開催することにより、図書館に来館するきっかけを与えたりする取組みも有効と考えます。

イ さらなるボランティアとの協働

図書館では、子どもたちに本に親しんでもらうため図書館ボランティア^{※44}の協力を得て、定期的に行う「読み聞かせ会」や「おはなし会」などや、学生ボランティアの協力による「お楽しみ会」を開催しています。コロナ禍で休止を余儀なくされてきましたが、新たな環境のもと、ボランティアの活動も活発化してきています。子どもたちが積極的に参加したくなる、より魅力的なボランティア活動が開催できるよう、ボランティア団体との連携を密にし、よりよい協働体制を築いていくことが必要です。

※40 市内の小学5・6年生や中学生を対象に、市立図書館で業務を体験する中で、図書館の役割を理解し、身近な施設として親しみを感ずってもらうことを目的とする事業で、夏休み期間中に開催します。

※41 「ぬいぐるみのおとまり会」(stuffed animal sleepover)は、2006年頃にアメリカ・ペンシルバニア州の公立図書館で始まったと言われています。(カレントアウェアネス・ポータルHPによる)中央図書館では、平成29(2017)年度から開催しています。

※42 Young Adult の略で、13歳から19歳までの世代の人たちを指す「若い大人」という意味です。

※43 中学生を対象とした職場体験です。図書館では、毎年生徒を受け入れ、図書館業務の大変さと喜びを体験してもらい、併せて読書活動の大切さを理解していただきます。

※44 図書館を中心に、無償で読み聞かせ会などの開催や、図書館行事に協力いただいている民間団体や個人を指します。現在、市立図書館には、11団体が登録され、各分野（読み聞かせ、音訳、図書修理など）で活動されています。

ウ 「子ども読書の日」などにちなんだ行事の実施

図書館ボランティアの協力のもと、4月23日の「子ども読書の日^{※45}」及び、秋の「読書週間^{※46}」にちなんで図書館イベントを開催しています。現在、これらのイベントにおける主な対象は乳幼児や小学生であるため、今後は中学生・高校生を対象としたイベントや、親子で参加できる行事の拡大も検討する必要があります。

【施策の方向】

ア 年齢に応じた事業の充実

「一日司書体験」の開催や「職場体験学習」の受入れ、夏休みなどに実施する「図書館お楽しみ袋^{※47}」など、子どもの年齢に応じた事業を充実させます。また、子ども向け「映画会」や、「ぬいぐるみのおとまり会」などを実施し、イベントを通じて子どもたちが図書館の魅力を発見できるよう機会を提供します。

このほか、参加型イベントの実施や、中学生・高校生を対象とした事業の拡大に向けた取組みを進めます。

イ 図書館ボランティアの養成及び支援

ボランティア養成講座やボランティアのスキルアップ講座を開催し、図書館ボランティアの育成を支援します。ボランティアとの協働による「おはなし会」などの読書支援活動を図書館内外において開催します。また、学生ボランティアにも協力を要請するなど、多彩なイベントの開催に努めます。

ウ 「子ども読書の日」及び「読書週間」にちなんだ図書館イベントの実施

図書館ボランティアと密接な連携を図り、「子ども読書の日」及び「読書週間」にちなんだ図書館イベントなどを実施し、子ども読書に関する啓発活動を行います。乳幼児及び小学生を持つ保護者の意識高揚を図るとともに、図書館ボランティアなどの取組みなどを紹介し、イベントやボランティアへの参加を促すなど、市民協働による読書活動が定着するよう働きかけます。

※45 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設けられたものです。国及び地方公共団体は、この趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならないと法律で定めています。

※46 10月27日から11月9日までの文化の日を挟んだ2週間で、読書を推進する行事が集中して行われる期間です。「読書週間」が始まる10月27日は「文字・活字文化の日」に制定されています。

※47 図書館スタッフが選んだ図書を袋に詰めて利用者に貸し出す事業です。利用者は、表示されたヒントを頼りに、どれを借りるか選びます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 「一日司書体験」「図書館お楽しみ袋」など年齢に応じた事業の実施
- 小学生の「図書館施設見学」や、中学生の「職場体験学習」の受入れ
- 「ボランティア養成講座」「ボランティア向け講座」の開催
- 図書館ボランティアによる「おはなし会」など活動の充実
- 「子ども読書の日」「読書週間」にちなんだ読書イベントの実施

◎新規事業

- 地域の高校生・大学生との連携による事業の開催

【目標値】

- 子ども1人当たりの図書貸出冊数

令和5年度実績	令和11年度目標
19.7冊	21冊

- 子どもの図書館利用率（月1回以上）

	令和5年度実績	令和11年度目標
小学生	46.2%	50%
中学生	14.1%	20%

- 16歳から18歳までの図書館利用率

令和5年度実績	令和11年度目標
4.6%	10%

2 学校・図書館・各施設における読書環境の整備

（1）学校図書館などの整備・充実

【現状と課題】

ア 学校図書館の役割

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導、学習情報収集の場として、

学校教育において欠くことのできない基礎的な設備です。平成28（2016）年度には、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましいあり方を示す「学校図書館ガイドライン」が定められました。そこでは、学校図書館は以下の機能を有しているとしています。児童・生徒の読書活動を推進し、想像力を培い、知的興味・関心などを呼び起こし、豊かな心を育む「読書センター」、児童・生徒の学習活動を支援し、授業の内容を豊かにする「学習センター」、そして、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応し、情報の収集・選択・活用能力の育成に寄与する「情報センター」の機能です。また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング^{※48}の視点の学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

イ 図書資料の充実

令和4年度から令和8（2026）年度までを計画期間とした第6次学校図書館整備計画^{※49}では、図書整備面での学校図書館の現状を、「学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況です。」と評しています。本市においても、図書標準は達成されていますが、図書の更新は万全とは言えない状況です。児童・生徒が正しい情報にふれる環境を整備する上でも、適正な図書更新は不可欠であり、計画的に進める必要があります。学校図書館や学級文庫などの図書の充実を図るには、新たな資料の購入とともに、時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白な資料を廃棄し更新する必要があります。廃棄と更新が計画的に的確に行われるためには、廃棄の是非の判断や作業量の問題、継続的な財源の確保など、多くの課題が挙げられています。

また、GIGAスクール構想の推進により、学校図書館における電子書籍の導入・活用も図書資料の充実を図る上で考えなければならない問題となっています。

ウ 学校図書館を活用した教育の推進

学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭は、12学級規模以上のすべての小・中学校に配置しています。また、平成26年6月の「学校図書館法」改正により、すべての学校に学校図書館司書^{※50}の配置に努めるよう定められています。本市では、これに相当するものとして、蔵書整理や貸出業務などを行う学

※48 activelearning：学生が主体的に問題を発見し、答えを導き出す能動的な学習方法のことです。

※49 この計画では、学校図書標準のほか、学校図書館における新聞の複数配架も実施施策としています。

※50 専門的な知識・経験を有する学校図書館事務担当職員です。

校図書館司書補をすべての小学校に配置しており、必要に応じて中学校にも出向くなど、小・中学校双方の学校図書館の運営補助に力を発揮しています。

現行の学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが規定されています。司書教諭をはじめとして、教員と学校図書館司書補とが連携し、児童・生徒が効果的に学校図書館を活用できる教育を推進することが求められています。各学校図書館では、連携の効果により、様々な魅力発信をしている事例も見られます。

エ ICT化の推進と活用

市内の小・中学校では、インターネット検索で、最新の情報を入手し、調べ学習に活用することや、市立図書館の蔵書などを検索することが可能です。しかしながら、学校図書館の蔵書管理システムが導入^{※51}されていないため、学校図書館資料の収集・登録に多くの人と時間が必要であり、貸出・返却の処理にも時間を要するため、処理数は限られます。これに対して、システムの導入による蔵書管理のデータベース化や、図書館業務のデジタル化は、迅速な貸出業務や資料管理・検索ができるようになることから、利用者の利便性を高め、学校図書館の機能を向上させます。その他、システム機能による情報の蓄積は、児童・生徒の読書傾向などの情報収集や分析を可能にすることから、より効果的な読書教育に役立つことも期待されています。学校図書館の事務軽減と機能強化のため、早期の導入が強く要望されています。

【施策の方向】

ア 学校図書館の図書資料の充実

児童・生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応えるよう、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などに役立つ、多分野にわたる魅力的な学校図書館資料を整備し、正しい情報に触れる環境を整備するために、新刊書の充実や情報が古くなった図書の更新を行い、図書資料の整備・充実に努めます。

また、「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」の機能を発揮できるよう、児童・生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養の育成に資する資料の収集に努めます。

※51 『第2期稲沢市学校教育ICT推進計画（前期：令和6年～7年）』の検討課題に「学校図書館蔵書管理のデジタル化を検討」が見られます。

イ 親しみやすい学校図書館の環境整備

子どもの自発的・主体的な読書活動や学習活動が盛んに行われるように、学校図書館の充実を図ります。ポップ※⁵²などを活用し、児童・生徒にとって身近に図書がある環境を整備し、進んで自然に足を運びたいとなるような、親しみやすい学校図書館づくりを目指します。

また、学級文庫や学年文庫、出前コーナーなどを設置し、図書資料を身近に手に取ることのできる環境をつくります。

ウ 学校図書館を充実させるための人的配置

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たし、各教員が学校図書館の機能を理解し、活用できるよう、教職員の中で体制の確立の工夫に努めます。また、図書委員会や学校図書館司書補を中心とした管理運営の充実と、学校図書館の利活用における教員と学校図書館司書補の連携・協力に努めます。

さらに、市立図書館やボランティア及び保護者などとの連携を深め、より利用しやすい学校図書館づくりを推進します。

エ 学校図書館の機能強化

学校図書館管理システム導入による蔵書のデータベース化をはじめとする学校図書館のデジタル化は、迅速な貸出業務や利用傾向を把握し、学校図書館の蔵書管理や図書の更新などで、効果が見込まれることから、導入に向けての取組みを進めます。

また、ICTを活用した児童・生徒の「情報活用能力」を育成する上での学校図書館の役割を明確にし、教育・機能の強化を図ります。

オ 市立図書館との連携

市立図書館の配本サービス事業や団体貸出などの活用や、司書補やボランティアの研修に係る情報提供などにより、双方の連携・協力を進めます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく学校図書館の充実
- 学習・情報センターとしての学校図書館機能の充実

※⁵² Point of Purchase の略で、購買時点と訳される、商品説明カードなど購買意欲を高めるための広告宣伝物のことです。図書館では、おすすめの本の魅力を紹介する案内カードなどを指します。

- テーマコーナーなどの設置による親しみやすい学校図書館の運営
- 学級文庫や学年文庫の設置及び充実
- 図書館との連携による学校図書館の情報発信の推進

(2) 図書館の整備・充実

【現状と課題】

ア 図書館の現状

市立図書館は、地域の子どもの読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。中央図書館、祖父江の森図書館、平和町図書館の3館では、乳幼児から児童・青少年向けの図書などを計画的に購入し、図書館資料の充実に努めています。また、ボランティアの協力のもと定期的に読み聞かせ会などを開催し、読書に対する興味や関心を高める取組みをしています。このほか、6つの地区^{※53}にある公民館図書室にも、計画的に児童書を購入し、子どもたちの利用に供しています。

令和4年7月には、「いなざわ電子図書館」を開設し、絵本や動く絵本、児童向けの読み放題パック、YAセレクションなどを提供しています。保護者向けには、育児書のほか、子育てに役立つ図書などを提供しています。

子どもたちの多様な読書の要求に応えられるよう、さらなる児童書の充実と読書を楽しむための情報提供が求められます。また、読書のバリアフリー化に取組み、障害のある子どもや、外国人児童・生徒のための資料の充実やサービスの提供により、すべての子どもが、あらゆる場所で自由に読書ができる環境づくりを、図書館が中心となって推進することが必要です。

イ 児童サービスに通じた職員の養成・配置

子どもの読書活動にかかる相談や質問の対応、子どもの発達段階に応じた図書の選択・紹介など、子どもの読書活動を支援する取組みには、児童サービスに関する豊富な知識と経験が必要です。子どもの要望や大人の信頼に応えられる専門職員の養成と適切な配置が求められています。

※53 明治、千代田、大里西、大里東、下津、稲沢を指します。令和6年度現在、稲沢東公民館に図書室はなく、サービスポイントとして、貸出、返却、予約資料の取り扱いなどを行っています。

ウ リサイクル本の有効活用

図書館では不用になった図書などを有効活用するために「図書雑誌無料配布会^{※54}」を開催しています。その際、学校や保育園をはじめとする公共施設に優先的に提供する機会を設けて、絵本などの配布を行っています。各施設における読書環境の改善に向けて、絵本などの子ども向け資料を必要とする公共施設に提供することは、児童書の有効活用となり、読書環境の向上につながることから、継続実施が望まれます。このほか、一般家庭で不用になった絵本・児童書の活用などの検討も考えられます。

【施策の方向】

ア 図書館環境の整備と児童図書の充実

将来の社会を担う子どもたちの成長を支えるのに適した図書を途切れることなく提供していくことは、市立図書館の使命です。乳幼児から18歳まで、年齢や発達段階に応じた資料の充実を図り、読書環境の整備に努めます。また、地域の伝統や文化を尊重し、郷土に誇りと愛着を持つことができる子どもたちの育成を支援するため、子ども向け郷土資料^{※55}の充実に努めます。

イ レファレンスサービスをはじめとする児童サービスの充実

児童サービスに係る研修会などに積極的に参加し、職員の資質の向上に努め、児童書に関する情報提供や読書相談などのレファレンスサービス^{※56}、子ども向けの読書案内など、様々な児童サービスを提供し、子どもの読書環境を充実させます。

ウ 様々な利用者に向けての環境整備

視覚障害をはじめ、あらゆる障害により読書を楽しめない子どもが、読書を楽しむことができるよう点字資料、大活字本^{※57}、マルチメディアDAISY^{※58}、LLブック^{※59}等の収集や、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用のサポート

※54 図書館で不用となった図書を、希望者に無料配布し、2次利用を行うものです。毎年、中央図書館と祖父江の森図書館で、1回ずつ開催され、祖父江の森図書館では、公共施設対象の配布会も開催します。

※55 地域社会の歴史、文化、行政、市民生活など、あらゆる分野に関する資料及びその地域で作成、発行された資料を指します。

※56 図書館利用者が、学習、研究、調査を目的として必要な情報や資料などの求めに応じて図書館職員が、情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによって利用者を支援する業務です。

※57 高齢者や弱視の方など、細かい文字を読むことができない方のため、大きな活字で印刷された本です。

※58 音声にテキスト及び画像をシンクロさせて、利用者は音声を聞きながら抜粋されたテキストを読み、同じ画面で絵を見ることのできるものです。

※59 やさしい言葉でわかりやすく書かれた本です。

など読書バリアフリー化を進め、サービスの向上を図ります。また、外国人児童生徒のための多言語の児童書や、日本語や英語などの学習にも役立つ2か国語併記の絵本などの資料の充実や、多国籍サービスにも配慮し、誰でも楽しむことができる図書館の環境整備に努めます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 中学生・高校生向けの図書の充実
- 児童サービス専門職員育成のための研修会への参加
- テーマに沿った本や年齢・発達段階に応じたおすすめ本の展示・紹介
- 子ども向け郷土資料の収集・整備
- 計画的な児童図書収集のための蔵書計画の作成
- 「図書雑誌無料配布会」での絵本・児童書の有効活用
- 障害のある子ども向け資料及び外国語資料の充実

【目標値】

- 子ども1人当たりの児童図書蔵書冊数

令和5年度実績	令和11年度目標
8.4冊	8.4冊以上

（3）関係機関との連携

【現状と課題】

ア 市内各施設との連携

図書館では、学校をはじめ市内各施設や団体に対して、団体貸出を通じて児童書や絵本の提供を行っています。しかしながら、全ての公共施設が団体貸出を利用していないことから、定期的に団体貸出制度の周知を図り、活用を促す取組みが必要です。また、図書館資料の提供とともに、各施設で読書関連情報が容易に入手できるよう、情報提供などの連携も積極的に行うことが求められます。

イ 図書館間の連携

図書館が所蔵していない図書は、愛知県図書館をはじめ他の公立図書館や大学

図書館から相互貸借^{※60}により取り寄せて利用者に提供しています。愛知県図書館とは、資料の相互貸借だけでなく、子ども読書活動に係る情報交換など緊密な連携が必要です。また、大学連携により市内の大学図書館とも相互利用が行われ、読書関連事業での協力も期待されます。

ウ 各施設の読書環境

保育園・幼稚園などでは、園児が自由に絵本を手にとることができるよう、絵本コーナーを設置し、必要に応じ貸出しなどを行っています。しかしながら、・幼稚園などにおける絵本の購入・更新は、各施設の状況や園児数により異なることもあり、十分とは言えません。また、保護者の意識を高めるためには育児書などの参考資料も必要です。

児童館・児童センターは、0歳から18歳までを対象とした施設であり、年齢別に図書等を分類し、提供しています。対象となる年齢が幅広いため、それぞれの年齢にあった図書の充実が必要です。また、子育て支援センターも含め、乳幼児向けや、未就園児向けの読み聞かせの活動に積極的に取り組むためにも、目的にあった絵本や育児書などの参考資料の充実が求められます。

保健センターの待合所では、待ち時間に乳幼児が利用するように、0・1・2歳向けの赤ちゃん絵本を配置しています。待合時間にブックスタートの時間を作っていたるように、スタートブックを置くことも有効と考えられます。

【施策の方向】

ア 学校との連携

図書館資料を市内の小・中学校へ届ける配本サービス事業を継続実施します。加えて、利用予定のない配本セットについては団体貸出制度を利用し、希望する小・中学校へ貸出します。また、図書館と学校とが連携し、情報交流や研修などの協力を通して、読書環境の向上に努めます。

イ 保育園・幼稚園など、及び児童館・児童センター・子育て支援センターとの連携

絵本、紙芝居、大型絵本など乳幼児向け資料の充実に努め、各施設への団体貸出などの活用促進を図るとともに、図書館資料の利用を高める施策を検討します。

また、図書館などで行われている「読み聞かせ会」のPRや、情報の発信を各施設

^{※60} 利用者の求めに応じて、図書館がその資料を所蔵する他館に利用を申し込み、所蔵館から借り受ける制度です。

に対して行い、保護者や子どもたちの興味・関心を高めます。

ウ 愛知県図書館をはじめ、他の公立図書館との連携

愛知県図書館をはじめ他の公立図書館との連携を深め、児童サービスに関する情報交換に努めます。子どもの読書活動推進に係る各種研修会に参加するとともに、情報交流に努めます。

また、愛知県図書館が実施する県立学校への図書の配本事業に協力します。

エ 大学などとの連携

名古屋文理大学の図書情報センターや愛知文教女子短期大学の図書館と連携を深め、図書の相互利用サービスを強化します。また、大学などと連携し、子どもや保護者の興味・関心を高める事業を展開します。

オ リサイクル本の有効活用

図書館で不用となった絵本や児童書などを、保育園、児童館・児童センター・子育て支援センターなどへ積極的にリサイクルすることにより、各施設の読書環境整備に努めます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 愛知県図書館をはじめ他の公立図書館や大学図書館との相互貸借の実施
- 学校・保育園・幼稚園などへの団体貸出の実施
- 大型絵本の貸出しの実施
- リサイクル本を活用した公共施設の読書環境整備
- 小・中学校への配本サービス事業の実施

◎新規事業

- 配本サービス事業拡大の検討

3 子どもの読書活動推進のための広報・啓発

(1) 各種情報の収集と提供

【現状と課題】

ア 広報・啓発活動

図書館では、ホームページや「図書館だより」により、利用方法や図書館行事の

お知らせ、おすすり本の紹介などの情報提供を行っています。しかしながら、まだまだ家庭や地域、学校に子どもの読書活動に関わる情報や各施設で行われるイベントの情報が行き届いているとは言えません。子どもの読書活動に関わる多くの人々に情報が伝わるように、チラシやリーフレット、SNSの発信など、様々な手法により、広く情報発信に努める必要があります。

今後は、これらの情報や「図書館だより」の内容などを、SNSや各種情報誌をはじめとする様々なメディアを活用し、広く市民に提供することが大切です。

【施策の方向】

ア ホームページの充実やSNSの活用

子ども読書活動に関わる情報や図書館におけるイベントの紹介、さらに図書館ボランティアの紹介や活動内容など、ホームページの充実や、SNSの活用により、広く市民に情報提供します。

イ 広報・啓発活動の推進

子ども読書活動推進に関わる各種講座や講演会などを開催します。また、「図書館だより」や市広報、児童館・児童センター・子育て支援センターや生涯学習課で発行している情報誌などを活用し、子ども読書活動に関わる行事などの開催について広く市民に知らせます。

ウ 愛知県事業との連携

毎年10月に愛知県が主催する「青少年によい本をすすめる県民運動^{※61}」の開催に併せ、図書館では、推薦図書の紹介など読書活動の啓発を進めます。図書館が行う講座や関連事業の情報を県の生涯学習情報システム「学びネットあいち^{※62}」に登録し、広く周知します。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- SNSの活用など、図書館からの情報発信の強化
- 「図書館だより」や各種情報誌による子ども読書活動のPR

^{※61} 家庭、学校、地域社会で読書を通じて豊かな心を育み、青少年の健全育成に資するため、愛知県及び愛知県青少年育成県民会議が、市町村及び関係機関・団体の協力を得て実施する読書啓発活動です。

^{※62} 生涯学習機関・団体等が有する生涯学習に関する情報を一元的に提供するシステムです。

- 図書館イベントなどを通して子ども読書に関する啓発活動の実施
- 図書館と小・中学校関係者との情報交流
- いなざわ子育て応援サイト「すくすくいなッピー」※⁶³への情報登録

◎新規事業

- 図書館ホームページ内の、「こどものページ」による情報提供

(2) 優れた取組みの奨励

【現状と課題】

優れた読書活動を推進している個人又は団体に対して、その取組みを奨励し、各種の顕彰事業に推薦しています。奨励した取組みを、図書館やホームページ・SNSを通じて、広く市民に紹介することは、図書館活動の活性化に繋がると期待されます。

【施策の方向】

子ども読書活動の推進に関して、個性的かつ優れた取組みを行っている個人や団体の活動内容などを奨励し、必要に応じて各種顕彰事業にその取組みを推薦します。また、その実績について、広く市民に紹介します。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 図書館内外の優れた読書活動などの紹介・展示

※⁶³ 稲沢市の子育て支援情報・イベント情報・施設マップなど子育てに関する情報を提供するサイトです。

第4章 施策の効果的な推進に向けて

1 推進体制の整備

この計画を効果的に推進していくために、子どもの読書活動に関わる関係機関が、情報交換や交流を通して相互に連携し、協力していくことができるような環境を整備します。

2 推進計画の進行管理

本計画の推進にあたり、ここに定めた目標に向けて、稲沢市図書館協議会において進行管理を行います。具体的には、子どもの読書活動の実態に関するアンケート調査や、計画の取組みに関する実態調査を計画的に実施することにより、主要な取組みの進捗状況を点検します。適宜、進捗状況を検討し、必要により事業内容等の見直しを行います。



©稲沢市 いなッピー

3 目標値の設定

本計画を進めるにあたり、その着実な推進を図るために明確な目標を掲げ、第4次推進計画策定時（令和5年度の実績）と令和11年度末までに達成する目標値を以下のとおり設定します。

区 分	指 標	策定時 (令和5年度 実績)	目標値
家 庭	家庭での「読み聞かせ」の実施率(乳幼児)	85.5 %	85.5%以上
保育園・幼稚園 など	図書館の団体貸出を利用する保育園・幼稚園などの割合	18.8 %	18.8%以上
小学校	1 か月間の不読率	6.7 %	5 %
	1 か月間の平均読書量	9.1 冊	10 冊
	全校一斉読書(定期的に実施されるもの) 実施率	95.7 %	100 %
中学校	1 か月間の不読率	29.5%	20 %
	1 か月間の平均読書量	4.0 冊	5 冊
	全校一斉読書(定期的に実施されるもの) 実施率	77.8%	100 %
図書館	子ども1人当たりの図書貸出冊数	19.7 冊	21 冊
	小学生の図書館利用率(月1回以上)	46.2%	50 %
	中学生の図書館利用率(月1回以上)	14.1 %	20 %
	16歳から18歳までの図書館利用率	4.6 %	10 %
	子ども1人当たりの児童図書蔵書冊数	8.4 冊	8.4冊以上

4 第4次推進計画の体系図

本計画を進めるにあたり、その目的である、「稲沢市の子どもたちが、本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と考える力を育み、子どもたちが読みたいときに読みたい場所で、自主的に読書活動ができる諸条件を整備していく」ための基本目標と、目標達成のための各施策を体系化し、次のとおり、体系図とします。これにより、それぞれの具体的な取組みが何を目指しているかを確認することができます。

4 第4次推進計画の体系図



資料編

資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料 2 稲沢市図書館協議会委員名簿（令和 6 年度）
事務局名簿

資料 3 稲沢市子ども読書活動推進計画の進行管理と
第 4 次推進計画策定までの経過



資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

資料 1

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

稲沢市図書館協議会委員名簿(令和6年度)

区 分	氏 名	摘 要
学識経験者	伊東 啓子	会 長
小中学校校長会代表	小久保 規予子	副会長
小中学校教頭会代表	岸 美千代	
子ども会連絡協議会代表	窪崎 香	
図書館ボランティア きらら会代表	田中 真由美	
図書館ボランティア グループせせらぎ代表	鈴木 幸江	
子育て支援関係者	浅野 順子	
子育て支援関係者	服部 祐子	
学識経験者	世良 清	
学識経験者	鵜飼 貢	

順不同・敬称略

事務局名簿

区 分	氏 名	摘 要
教育委員会図書館長	塚本 ゆかり	中央図書館
教育委員会図書館主幹	石川 路子	中央図書館
教育委員会図書館主査	吉田 恵	中央図書館
教育委員会図書館主査	渡邊 久美子	祖父江の森図書館
教育委員会図書館主幹	野々部 隆明 (令和6年9月30日まで)	平和町図書館

稲沢市子ども読書活動推進計画の進行管理と第4次推進計画策定までの経過

年度	年 月 日	内 容
21	平成21年8月28日 ～9月18日	子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	平成22年3月	稲沢市子ども読書活動推進計画策定
22	平成23年2月22日	平成22年度第2回稲沢市図書館協議会
23	平成23年5月31日	平成23年度第1回稲沢市図書館協議会
	平成24年2月17日	平成23年度第2回稲沢市図書館協議会
24	平成24年5月29日	平成24年度第1回稲沢市図書館協議会
	平成24年9月3日 ～9月20日	第2回子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	平成24年11月7日	平成24年度第2回稲沢市図書館協議会
	平成25年2月19日	平成24年度第3回稲沢市図書館協議会
	平成25年5月24日	平成25年度第1回稲沢市図書館協議会
25	平成26年2月21日	平成25年度第2回稲沢市図書館協議会
	平成26年5月21日	平成26年度第1回稲沢市図書館協議会
26	平成26年6月23日 ～7月15日	第3回子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	平成26年11月28日	平成26年度第2回稲沢市図書館協議会
	平成26年12月22日 ～1月20日	市民参加条例によるパブリック・コメント手続実施 意見提出 1件
	平成27年2月27日	平成26年度第3回稲沢市図書館協議会
	平成27年3月	第2次稲沢市子ども読書活動推進計画策定
	平成27年5月29日	平成27年度第1回稲沢市図書館協議会
27	平成28年2月16日	平成27年度第2回稲沢市図書館協議会
	平成28年5月31日	平成28年度第1回稲沢市図書館協議会
28	平成28年9月 ～10月	第2次計画/第1回子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	平成29年2月22日	平成28年度第2回稲沢市図書館協議会
29	平成29年5月24日	平成29年度第1回稲沢市図書館協議会
	平成30年2月21日	平成29年度第2回稲沢市図書館協議会
30	平成30年5月22日	平成30年度第1回稲沢市図書館協議会
	平成30年9月 ～10月	第2次計画/第2回子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	平成31年2月27日	平成30年度第2回稲沢市図書館協議会
元	令和元年5月31日	令和元年度第1回稲沢市図書館協議会
	令和元年11月15日	令和元年度第2回稲沢市図書館協議会
	令和元年12月10日 ～令和2年1月9日	市民参加条例によるパブリック・コメント手続実施 意見提出 0件
	令和2年3月	第3次稲沢市子ども読書活動推進計画策定
2	令和2年7月1日	令和2年度第1回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
	令和3年2月5日	令和2年度第3回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について

資料 3

年度	年 月 日	内 容
3	令和3年5月27日	令和3年度第1回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
	令和3年9月 ～10月	第3次計画/第1回子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	令和4年2月4日	令和3年度第2回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
4	令和4年5月24日	令和4年度第1回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
	令和5年2月14日	令和4年度第2回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
5	令和5年5月23日	令和5年度第1回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
	令和5年9月 ～10月	第3次計画/第1回子どもの読書活動に関するアンケート調査実施 (保育園・幼稚園・小学生の保護者、4か月児の保護者、小学生、中学生、高校生)
	令和6年2月16日	令和5年度第3回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
6	令和6年5月21日	令和6年度第1回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について ・第4次稲沢市子ども読書活動推進計画の策定について
	令和6年11月26日	令和6年度第1回稲沢市図書館協議会 ・第4次稲沢市子ども読書活動推進計画について (計画(案)について)
	令和6年12月10日 ～令和7年1月9日	市民参加条例によるパブリック・コメント手続実施 意見提出 9件
	令和7年2月19日	令和6年度第3回稲沢市図書館協議会 ・第3次稲沢市子ども読書活動推進計画について
	令和7年3月	第4次稲沢市子ども読書活動推進計画策定



第4次稲沢市子ども読書活動推進計画

令和7年3月

編集 稲沢市図書館協議会

発行 稲沢市（事務局 稲沢市図書館）

〒492-8145 稲沢市正明寺三丁目114番地

稲沢市立中央図書館 電話 0587-32-0862

FAX 0587-23-4933